

一般社団法人日本ロボット学会 学会誌論文賞選考規程

2012年12月14日理事会制定

(目的)

第1条 この規程は本会表彰委員会規程に基づく学会誌論文賞選考の手続きを定めるものである。

(役員、委員会委員等による推薦)

第2条 本会会長は、定款に定める本会役員(理事、監事)、旧役員、代議員(以下役員等という)、および編集委員会委員に対し、毎年初頭、前前年の1月から前年の12月までの本会会誌に発表された総合論文、学術・技術論文、解説論文、研究速報、討論の中から優秀と認められる学術的業績(以下論文という)4編以内を選び、論文名、著者名、掲載誌、発行月および被推薦論文の専門分野または関連分野(複数可)を付し、記名推薦することを依頼する。

2 本会会長は第1項と同様の条件などで、会誌編集委員会に推薦を求める。ただしこの場合、推薦数は各々の委員会で決定するものとする。

(会員による推薦)

第3条 本会会長は前条と同様の条件等で、本会会誌に掲載することにより本会正会員からの推薦を求める。ただしこの場合、推薦は、正会員では1名につき論文1編とする。

(論文審査基準)

第4条 学会誌論文賞の審査に当たっては、論文内容の独創性、学術・技術上の寄与と波及効果、努力度を考慮し、特に独創性を重視する。またこの他、表現の完成度や研究の発展性も考慮する。

(第1次選考)

第5条 選考小委員会は、推薦された各論文を、それぞれ複数名の委員で評価し、評価結果に基づき10編程度の第1次選考論文を選定する。

(候補の選定)

第6条 上記の第1次選考論文を、選考小委員会の全委員で再度評価する。

2 評価結果に基づき、選考小委員会は、上記の第1次選考論文の中から論文賞の候補を選定する。

(結果の報告)

第7条 選考小委員長は選考の結果を、選考要旨を付して会長に報告する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、企画理事・学会誌論文賞選考小委員長が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は2012年12月14日より実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会学会誌論文賞選考規程」の正文であることを確認する。

2012年12月14日

署名

印